

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年4月10日（金）午前8時58分から午前9時20分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
- 3 出席委員

農業委員（8名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	4番	浅利	進
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

農地利用最適化推進委員（5名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（3名）

5番	阿部	雄一郎
6番	須藤	和
担当区域4	白戸	卓郎

5 議事日程

第1 議事録署名者の指名

第2 会議書記指名

第3 議案審議

議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第11号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第11号 使用貸借合意解約書の受理について

報告第12号 農用地利用集積等促進計画の認可について

6 農業委員会事務局職員

事務局 長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

主 事 高木 裕二

7 会議の概要

事務局 ただいまより、4月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員8名、推進委員5名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。2番の中山稔委員と3番の田澤一委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第10号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が3件、賃貸借権設定が6件です。

3ページをお開きください。

所有権移転の整理番号13番は、田舎館前川の畑1筆と田舎館松橋の田1筆、合計734㎡です。

譲受人は、当該農地の隣接地を耕作しており、経営規模拡大を目的として取得を希望したものです。

サツマイモの作付を予定しています。

整理番号14番は、川部富岡の畑、699㎡です。

当該農地は、譲受人の耕作地に隣接しており、以前から譲受人がりんごの作付を行っていた農地です。

譲渡人が農地を手放したい意向のため、譲受人に申し入れて売買することとなったものです。

整理番号15番は、堂野前種井の畑、1,068㎡です。

譲受人は、以前は板柳町に住んでいた方で、現在も板柳にある農地を耕作しています。

今回、村内での耕作を希望し農地を探していたところ、自宅の近くであっせんの上がっていた農地を見つけ、取得を希望したものです。

りんごの作付を予定しています。

4ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号13番は、和泉早稲岡の田、2,021㎡です。

当該農地は、これまで川部の●●●●さんが借り受けて耕作していた農地です。

今回は、●●さんの娘の夫にあたる●●さんに受け手を変更するため、貸借契約を行うものです。

なお、次の整理番号14番から5ページの整理番号17番までの4つの案件につきましても、同様の経緯により貸借するものです。

5ページをお開きください。

整理番号18番は畑中樋口の畑、1,926㎡です。

前の耕作者がネギの作付を目的として借り受けていた農地ですが、ほ場の条件がネギの作付に合わなかったため、解約となったものです。

今回、前の耕作者が賃借人に耕作を持ちかけて、貸借に至ったものです。

水稻の作付を予定しています。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第10号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第10号は原案のとおり決定することとします。

会 長 次の議案第11号につきましては、4番の浅利進委員、6番の須藤和委員、推進委員の白戸卓郎委員及び私が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで退室となります。

議長につきましては、会長職務代理者をお願いします。

(白戸会長、4番浅利進委員、6番須藤和委員、白戸卓郎推進委員 退室)

会長職務代理者

白戸会長に代わり、議事を進行させていただきます。

議案第11号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案を作成するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第11号について説明いたします。

今月の案件は、一括方式による所有権移転が6件、賃貸借権設定が7件です。

7ページをお開きください。

所有権移転の整理番号11番は、東光寺村上の田、2,391㎡です。

譲渡人は、二津屋、高田にある田を手放したい意向であったため、隣接地を耕作している譲受人に申し入れて売買することとなったものです。

整理番号12番は、東光寺前田の田2筆、合計2,045㎡です。

当該農地は、これまでも譲受人が借受けて耕作していた農地です。

譲渡人は、当該農地を手放したい意向であったため、譲受人に申し入れて売買することとなったものです。

整理番号 13 番は、大袋三本柳の田 3 筆、合計 6,742 m²です。

これまでも譲受人が借受けていた農地です。

譲渡人は、農地を手放したい意向であったため、譲受人に申し入れて売買することとなったものです。

8 ページをお開きください。

整理番号 14 番は、豊蒔森越の田 2 筆、合計 2,883 m²です。

これまでは、整理番号 13 番の譲受人である●●●さんが借受けていた農地です。

当該農地も、13 番と同様に●●●さんに売買の申し入れがあったのですが、農地の集約を考慮して、●●●さんが譲受人に話を持ちかけて売買に至ったものです。

整理番号 15 番は、豊蒔牡丹森の畑 6 筆、合計 5,881.14 m²です。

譲渡人は、高齢により耕作困難となったため、近隣で耕作している譲受人に申し出て売買することとなったものです。

整理番号 16 番は、境森佃の田 2 筆、合計 5,816 m²です。

これまでも譲受人が借受けていた農地です。

譲渡人は農地を手放したい意向のため、貸借期間満了に伴い、双方協議の上、売買することとなったものです。

9 ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号 18 番は、境森西栄田の田、1,204 m²です。

期間満了による契約更新です。

整理番号 19 番は、諏訪堂村岡の田 2 筆、諏訪堂富柳の田 9 筆の合計 12,509 m²です。

昨年の 12 月に前の耕作者と解約になった農地です。

賃貸人が、親戚にあたる賃借人に申し出て、貸借することとなったものです。

10 ページをお開きください。

整理番号 20 番は、川部中西田の田 2 筆、合計 8,796 m²です。

前の耕作者の規模縮小に伴い解約となった農地です。

3 月の地域計画座談会において、次の受け手について話し合い、近隣を耕作している賃借人が耕作することとなったものです。

整理番号 21 番は、和泉上種本の田 7 筆、境森東栄田の畑 4 筆と田 5 筆、合計 11,355 m²です。

期間満了による契約更新です。

11 ページをお開きください。

整理番号 22 番は、境森田の田 2 筆、合計 750 m²です。

期間満了による契約更新です。

整理番号 23 番は、諏訪堂村岡の田、456 m²です。

農地の集約化を目的として、賃借人と前の借受人が協議し、隣接地を耕作している賃借人に受け手を変更することとしたものです。

整理番号 24 番は、東光寺永田の田 2 筆、合計 7,546 m²です。

期間満了による契約更新です。

以上の計画案の内容は、農地の効率的利用や農作業従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

会長職務代理者

議案の審議に入ります。

議案第 11 号に対して、意見、質問等ありませんか。

推進委員（工藤 秀範）

整理番号 15 番の所の面積なんですけど、小数点以下まで面積載ってますけど、これは小数点以下まで出すとか出さないとか法的なものはあるんですか。

事務局（鈴木）

農地の登記簿上の面積については、基本的に小数点以下は表示されませんが、10 m²未満の場合は小数点以下まで表示することになっております。

会長職務代理者

その他ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会長職務代理者

ないようですので、議案第 11 号については、原案のとおり決定することとします。

ここで議長を交代いたします。

白戸会長、浅利進委員、須藤和委員、白戸卓郎委員の入室をお願いします。

(白戸会長、4 番浅利進委員、6 番須藤和委員、白戸卓郎推進委員 入室)

会 長 議長を交代いたしました。
次に報告事項に入ります。
報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」
を事務局から説明願います。

事務局 報告第 10 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のと
おり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

13 ページをお開きください。

整理番号 16 番は、賃借人の経営見直しにより解約することとなったも
のです。

新たな受け手との貸借については、3 月の総会で審議されております。

整理番号 17 番は、受け手変更により農地の集約化を図るため解約した
ものです。

解約後は、11 ページの整理番号 23 番のとおり貸借されます。

整理番号 18 番から 15 ページの整理番号 22 番までは、賃借人の親族に
受け手変更するための解約です。

解約後は、4 ページの整理番号 13 番から 5 ページの整理番号 17 番のと
おり貸借されます。

15 ページの整理番号 23 番は、ほ場の条件が作付けする品目に合わなか
ったため解約となったものです。

解約後は、5 ページの整理番号 18 番のとおり貸借されます。

整理番号 24 番は、賃借人が経営効率化のため、当該地区から撤退する
こととしたため解約したものです。

解約後は、新たな受け手に再配分されることとなっております。

16 ページをお開きください。

整理番号 25 番は、賃借人の経営見直しによる解約です。

解約後は、新たな受け手に再配分されることとなっております。

整理番号 26 番は、所有権移転のための解約です。

解約後は、7 ページの整理番号 13 番及び 8 ページの整理番号 14 番のと
おり所有権移転されます。

整理番号 27 番は、賃借人が高齢により規模縮小するため解約したもの
です。

解約後は、10 ページの整理番号 20 番のとおり貸借されます。

以上です。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 10 号を終わります。

次に、報告第 11 号「使用貸借合意解約書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 11 号は、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

18 ページをお開きください。

整理番号 2 番及び 3 番は、高田のほ場整備事業の対象地です。

新たな担い手への貸付については、3 月総会において審議されております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 11 号を終わります。

次に、報告第 12 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 12 号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき知事の認可を受け、同条第 7 項の規定により通知書を受理したので報告するものです。

今月は、一括方式による所有権移転が 5 件、賃貸借権設定が 6 件です。

12 月の定例総会において、促進計画案に対する意見について審議された案件です。

県の認可、公告日については、所有権移転が 2 月 20 日付け、一括方式による賃貸借権設定が 2 月 27 日付けとなっております。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告第 12 号について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 12 号を終わります。
 以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。ありがとうございました。